

# 東京都駐車場条例<駐車施設附置義務計算の概要>

(平成26年4月1日 改正)

平成26年4月 台東区役所 建築課

## ①駐車施設の附置義務計算表(延べ面積の算定は、駐車場・駐輪場を除く)

前提条件			附置義務台数計算(注5)			駐車マスの大きさと割合			
地域		用途	対象規模A	附置台数	延べ面積6000m <sup>2</sup> 未満の場合の緩和	()内は機械式駐車を示す			
駐車場整備地区等	・商業地域 ・近隣商業地域	特定用途(注2)	百貨店	1500m <sup>2</sup> 超	A ÷ 250m <sup>2</sup> (Aは延べ面積)	$\chi = 1 - \frac{6000 \times B - 1500 \times \text{延べ面積}}{6000 \times B - 1500 \times (\text{延べ面積} - A \div 250m^2)}$ $B = \text{特定用途の床面積} + \text{非特定用途の床面積} \times 3/4$	☆附置義務台数は、障害者用と小型車用の2台が最低限必要。(第17条第1項、第17条の5第1項及び第2項)		
			その他 の店舗	1500m <sup>2</sup> 超	A ÷ 300m <sup>2</sup>				
		非特定用途	共同住宅	2000m <sup>2</sup> 超	A ÷ 350m <sup>2</sup>		障害者用	駐車マス 6m × 3.5m	
			その他	2000m <sup>2</sup> 超	A ÷ 300m <sup>2</sup>			必要台数a a ≥ 1	
	・駐車場整備地区 (注1)	複合用途(注4)		特定用途 + 非特定用途 × 3/4 > 1500m <sup>2</sup>	上記の各用途ご とに計算した合 計(3/4は使用し ない)		普通車用 (注6)	駐車マス 6m × 2.5m(幅1.9長5.3高1.55重2.2)	
				必要台数b b ≥ 附置義務台数 × 0.3 - a					
				駐車マス 5m × 2.3m(幅1.7長4.7高1.55重1.5)					
				必要台数c c = 附置義務台数 - a - b					
周辺地区 <駐車場整備地区等以外>	・第1、2種 中高層住居 専用地域 ・第1、2種 住居地域 ・準工業地域	特定用途		2000m <sup>2</sup> 超	A ÷ 300m <sup>2</sup>	$\chi = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	(注6) 附置義務台数30台以下で機械式駐車の場合、 普通車用は、普通車の必要台数 × 1.3倍以上の小型車用 に置き替えることが出来る。(平置きは認めない)		

## ②荷捌き用駐車施設の附置義務計算表(延べ面積の算定は、駐車場・駐輪場を除く)

前提条件			附置義務台数計算(最大10台まで)			駐車マスの大きさ(☆最低限1台必要)					
地域		用途	対象規模面積A	附置台数	延べ面積6000m <sup>2</sup> 未満の場合の緩和	(第17条の5第4項)					
駐車場整備地区等	・商業地域 ・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	特定用途	百貨店等 事務所 倉庫 その他	2000m <sup>2</sup> 超	$\chi = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	荷捌き用	駐車マス 7.7m × 3.0m はり下の高さ3.0m (注7)	d ≥ 1			
周辺地区 <駐車場整備地区等以外>	・第1、2種 中高層住居 専用地域 ・第1、2種 住居地域 ・準工業地域	特定用途		3000m <sup>2</sup> 超	$\chi = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$	(注7)建築物の構造、敷地の状況によりやむを得ない 場合は、長さ6.0m、幅4.0m、はり下の高さ3.0mと することができる。					
				☆荷捌き用駐車施設の設置台数は、①の駐車施設の台数 に含めることができる。(第17条の2 第3項)							

(注1)台東区における駐車場整備地区の指定は、言問通り以南(上野の山を除く)である。

(注2)特定用途とは、百貨店その他の店舗、事務所、倉庫、工場、劇場、観覧場、放送スタジオ、集会場、展示場、旅館、飲食店、遊技場、体育館、病院など(第17条 別表第3)

非特定用途とは、特定用途以外の用途。(注3)6000m<sup>2</sup>を超える1万m<sup>2</sup>以下の事務所については、その用途に供する部分の床面積に0.8を乗じて得た床面積の合計とみなす。

(注4)複合用途の共用部分は、それぞれの専用面積の割合で按分する。(注5)附置義務台数は、集計後的小数点以下を切り上げる。

〈参考〉東京都建築安全条例(車庫面積50m<sup>2</sup>超適用) 10条の2:前面道路幅員 原則6m、27条:車庫出入口、28条:前面空地、30条:用途区画、31条:一般構造及び設備、

32条:大規模500m<sup>2</sup>、33条:屋上駐車